

令和4年度 長野市伝統環境保存審議会 議事録

日時：令和5年2月1日（水） 午前10時～正午
会場：松代公民館分館大会議室

出席者

委員：佐々木委員、香山委員、梅干野委員、白石委員、熊木委員、
長尾委員、古平委員、袖山委員

（事務局）文化財課：前島課長、山本課長補佐、細井係長、宿野係長

（関係課）松代支所：稲葉支所長

まちづくり課：牧野課長補佐、猪股係長

以上合計 15 名出席

内容

1 開 会

2 新任委員委嘱

3 会長挨拶

【会長】

前回の会議から保存審議会の在り方だけではなくて、松代伝統環境保存区域について、何
がよくて、今までの補助金などの政策の効果がどうだったのか、見直しの形がなされてき
ている。40 年の節目なので、何をどうすれば効果的なのか、保存とか、活用とかいろい
ろな側面がある。改めて皆さまの忌憚のないご意見をお聞きしたいと思う。どこを守って
いけば価値があるか、活用の面ではどうすればいいのか、皆さまと一緒に考えていきたい。

4 審 議

【事務局】

「（１）伝統環境保存事業の現状について」、事務局より説明

資料 1 ・今年度の行為届の提出状況について

資料 2 ・今年度の補助金交付状況について

【会長】

区域内での補助金の交付について、100 万円は上限の満額か。

【事務局】

上限は 200 万円だが、今回はなかば空き家状態というところで半減という形になった。

【会長】

建築物の修理は結構お金がかかるので、この金額だとできなかったのだと思う。この建物は
現状空き家のまま、屋根が傷んだままで放っておくということになっているのか。

【事務局】

現在、建設会社が管理を委託されているということで、最低限のところは管理作業をして

いるが、大きなところは全く直せないでいる状況で、どんどん状態が悪くなっているというのが現状である。

【会長】

登録文化財か何かにはなっていないのか。

【事務局】

過去に登録物件の候補として調査が入っているが、いろいろと経緯があったようで、登録にはなっていない。しかし物件候補になるくらいの建物である。

【委員】

たたずまいとしては非常に素晴らしいが、よく見ると経年劣化が進んでいる。屋根の大規模修理は難しいとは思いますが、壁とか塀とかの部分修理で考えると、可能ではないかと文化財課と相談させていただいたのだが、持ち主の予算とか諸事情が絡み、今年度は無理ということらしい。来年度以降、修繕の可能性はあるので、なんとかいい方向で進んでいただけたらと思う。

【委員】

この物件に関しては、十何年前になるが、お父さんの代で登録有形文化財にしたいと申し出があって、文化庁の職員の方にも来てもらい、現地視察をしてもらったのだが、そこまではということでひかれてしまったので、その後の調査とか申請はできなかったということがあった。当時は関心がなかったようだが、最近になって保存したいという気持ちが出て、今回申請したいという気持ちが出てきたのではないか。こういった物件が今後でてくるかもしれないので、それに対してどうアドバイスしていいのか地域としても考える必要があると思う。

【会長】

いつ頃建てられたかという記録はあるか。

【事務局】

当時の推薦書には文化4年と書かれている。

【会長】

江戸時代のものであれば可能なら残していただきたい。歴史的価値のある物件だと思うのだが。

【委員】

修理の希望があったときに、まず教育委員会の窓口に話がくるのか、あるいは業者で

ある程度話が進んでからくるのか、修理に至るまでの過程というのを整理しておく必要がある。今回はおそらく業者と所有者との間で、これを直すにはかなりお金がかかるという前提があって、なかなか修理に至らなかった事例なのではと思う。修理のやり方にも、きちんと修理していくのか、建物をひとまず建全にするのか、健全にするというのいろいろなグレードがあるわけで、所有者の状況や建物の状況によって、様々な選択肢をどれだけ建築側の人間が出せるかというのが、初発の段階では大事なことと思う。そこで道を誤ると、残せるものも残せない。制度自体どうするかということにあわせて、所有者から修理の希望が出てきたときに、どういうプロセスで、方法論を提示しながら工事を進めていくのか、議論が必要という気がした。

【委員】

ちょうど2週間前に研究会が京都の祇園であって、祇園の町並み保全の資料と対比させながら考えてみた。個の建物として文化的な価値があるというのをとるのか、それとも祇園の花見小路のように町並みを残すという、町並の方に比重を置きつつ、京都の景観を残すということをとるのか、京都市の方では景観条例に盛り込んでいくということである。どこかの段階で個々の価値を求めるのか、全体としての価値を求めるのかということを考える必要があるのではと、京都の事例から思った次第である。

【委員】

初めての会議で感じることもある、一つは地域限定のやり方について。例えば、私は松代町西条に住んでいるが、公平性の観点からみて、4町に地域を限定しているというのが本当によいのだろうか。過去の補助金の交付状況を見てみると、だいぶ知っている方でだいぶ使っている方がいる。難しい問題かもしれないけれど、本当にこういうやり方でよいのか疑問に思う。個の利益なのか全体の利益なのかという判断が非常に難しい議題になっていると思う。確かに良いことだとは思っているのだが、それをどうやって調整するのか、非常に難しい段階にきているのではないかと思う。

【会長】

今回、対象者は辞退されたということで、やむを得ないというのが実情だと思う。

(2) 事業の今後の在り方について

【事務局】

資料3について 説明

【会長】

資料3に、前回会議で伝統環境保存制度に対して、どのような意見が出たのかということがまとめられている。これをもとに話を進めていきたい。まず松代のいろいろな課題がある。調査を始めて20年ちょっとだが、古い家がなくなっている。庭も失われてきて

いる。そのあと西条などにも調査に入ったが、やっぱり庭がなくなっている。城下町とその周辺だと、かなり急激に課題が出てきている。そのようなことから、なんでも結構なので、いろいろな意見をまとめていく、ストックしていくということが重要。これから計画自体をバージョンアップしていくことが重要なので、課題について、あるいは評価について、あればご意見をお願いしたい。

【委員】

議論の前提としてお聞きしたいが、この条例自体は歴史あるものであり、残していく必要があると個人的には思っている。条例をそのまま残したうえで、何をどこまで変えることができるのか、そのあたりはすでに整理しているのか、していないようであれば整理していただき、委員会の中で示していただく必要があるかと思う。それがあるのとないのとでは、議論の質が違ってくる。委員会の中で「条例自体きちんと残すべきだよ」と結論に至ったのであれば、次のステップで条例を残してどこまで変えられるかという議論になるのではないかな。

【事務局】

条例の下に保存区域ということで、松代地区を設定している。この地区については、変更可能というか、これからの議論の対象となっていくものである。

【事務局】

補足だが、条例の第4条の指定というところで、「市長は伝統環境保存するため、必要な土地の区域を伝統環境保存区域として、指定することができる」「市長は指定をするには、審議会の意見をきかなければいけない」ということで、松代4町が区域であるということは条例では決まってない。松代4町を指定区域にするという告示をして、それで指定したときは、6条「保存に関する計画を策定しなければならない」ので、保存区域を保存するために作成したのが保存計画になる。そのため極端な話、松代以外にも、代表する区域があれば、保存区域を指定することができる。

今は、松代の4町が指定となっているので、この保存計画に基づいて保存してきた。保存計画1ページの、保存対象物とか、保存対象になる環境のところ、建造物とか水路を保存することになっている。その先に保存対象物をどうするのか、ということで、建物については外観を維持するのが基本だとか、庭園は現状維持するのが基本とかここに書かれている。この中身をまずは見直して、今出来ていること、出来てないこと、範囲をどうするかとか、今後やっていくのはこの内容でいいかどうか、ということを検討することで、制度の位置づけであるとか、補助金を交付する対象が変わってくるのではないかなと思う。この中の1つ1つをどう変えていけばいいかということは、事務局の中でも決まっていない。方向とすると前回の審議会の中ではいろいろな意見が出されたが、前回の話だと条例はこのままでいいのではないかなという話であったし、さらに制度を拡充する方向や、制度がいないのではないかなといういろいろな方向があったので、まずは今回、条例を残し

て、保存計画の内容を変えていくという方向でよろしければそれで検討したい。そうではなくてということであれば、そういった方向をお聞きする中で検討をしていきたい。

【委員】

条例を変更するとなると、かなり手続きが大変だと思う。ただ、その部分は変えずということになると、保存計画の見直しは審議会の中で検討すればいい話になるということではよいか。範囲も保存計画にくっついていくというイメージでよろしいか。

【事務局】

条例にあるとおり、審議会の皆様のご意見をお聞きして決定していく。決定する時には、告示をして決定するということになる。審議会のご意見は尊重しなければいけないことになっている。

【委員】

前回、あるいはその前の議論の中で申し上げたところでもあるが、何のための保存かということ考えたときに、地元住民にメリットが発生しなければ、持続性は難しいということになる。ところが、この条例の中身を見ると、指定して届け出をして審議会を設ける。それに基づいてということなのだが、残したものを利活用していくという視点がなければ、地元のメリットは限定されてくる。私はこの条例で利活用というところまで踏み込むことは、難しいのではないかと考えているが、いかがだろうか。

【事務局】

実際、保存するためには活用は必要であるが、松代の伝統環境保存区域を見ていく中で、住宅地としての利用以上の活用は、お庭拝見や守る会の活動は当然素敵だが、観光や商業ベースにはなっていないのが現状だと思っている。例えば松代地区以外であれば、戸隠は宿泊施設に再利用していくとか、そういうのに民間ベースが入ってきて、この制度を利用して補助金をもらって宿泊施設にする、商業施設にするという使い道はあるが、保存区域の4町ではそういう動きが弱いというのがある。修景をして住んでいくだけでは、そこにお金を投じることが難しくなっているのが現実かと思う。

【委員】

私どもはこれからのまちづくりという視点にたって、中長期的な感覚で議論があればと思っている。私は現状の条例であれば、議論ができないという判断なのだが、現状の条例の下でも議論が可能であれば、まちづくりということも議論にのせるべきだというふうに思っており、そのような意味合いの質問である。

【事務局】

40年前の条例なので、正直まだ文化財の活用という発想はおそらくなかったのだと思う。

現状では残していくためには活用すべきだということで、文化庁からも、そうするための計画を各市町村で作らなければいけないということで、長野市もやっている最中だが、そういう意味では、活用の部分が欠落しているので、もし今後この事業を存続していくべきだということであれば、条例の中に入れるということは大事な発想であり、現在の文化財保存の動きに沿った内容になるのではないかと思います。この条例自体、教育委員会所管のものではなくて、市長部局の仕事を補助執行しているスタイルをとっており、市にはまちづくり課という課もあるので、まちづくりの視点もいれながら、再構築できれば現在の世代にマッチした制度に作り替えることができるかもしれない。

【会長】

将来の松代に関する重要なことの一つになってきそうなので、どんな意見でもお願いしたい。今のご意見だが、逆にいうと、条例を改正しなくても、活用の部分のことは考えていっても構わないということとなる。予算がつくかだが。

【事務局】

この計画の中には、活用ということは入っていないので、そういう中身の要素を入れるということは大事だが、今の4町は住宅街のため、住宅街の中に活用で、ということの色濃く出していって地域がマッチするかということがある。そこは慎重に判断していく必要があるかと思う。

【会長】

もう一つ説明をお願いしたいのだが、この条例では、4町以外にも保存対象物の指定ができとなっているが、今までどんなものがあるのか。

【事務局】

資料の伝統環境保存計画5ページの別表1「伝統環境を構成している建造物等」から続いて、6ページに②区域外の保存対象物が指定されている。基本的には4町がベースになっているが、それ以外の殿町の3件と清須町の1件ということで、基本的にこれらの物件は登録になっていることが多い。登録になっていて伝統環境保存区域のそばで、補助制度を利用しながら、修理修景を行う場合に、この審議会にかけて告示をさせてもらったうえで、保存対象区域外の保存対象物としているということになっている。

【委員】

たぶん住民はこの条例を知らない。どこが対象でどういうものがあるか、そういう情報をしっかり出していただきたい。個人的にはこの条例は必要だと思う。建物の問題もあるが、泉水の問題。泉水の問題は非常に大変であるし、水の問題から全部絡んでくる。そこら辺の兼ね合いから考えたら、条例をなくすという方向はやめていただきたいと思う。いろいろ言って申し訳ないが、伝環事業のほかに松代城の関係の道を作るなど、事業が整

理されておらず、ごちゃごちゃになっている。厳しい言い方をすれば縦割りの関係になっていてよくわからない。そこらへんをなんとかしていただかないと、やる側としても住民としてもうまくいかない気がする。ご検討をいただきたい。

【事務局】

なかなか縦割りのところがあり、現在、長野市で歴史的風致維持向上計画というものを、文化財課とまちづくり課歴史的まちなみ整備室でやっているが、その中で松代地区を重点地区として、例えば松代城跡を核にしながら、真田宝物館の改修をしたり、歴史の道筋の整備事業として道路を美装化したり、といったことを関連づけながら全体的にやっている。とはいえ、予算執行は個別の課になってしまうため、温度差があったり、あるいは、優先順位の問題だったり、全体的に松代地区に集中的に予算を投じるのは難しい状況もある。その中でも、松代は長野市の中でも歴史や文化が集中している地区であるので、いろいろな機会でご意見いただいたところを、連携しながら進めていきたい。

【委員】

プロジェクトがいっぱいありすぎて、全体的に誰が仕切っているのかという話になる。できないことかもしれないけど、そこら辺をしっかりとっていただかないと、住民には分かりづらいと思う。まちづくりと関係してくる案件だと思うが、やっていただければと思う。

【会長】

例えば、市役所のホームページの一角に松代地区のものを作って、住民の方が確認して、どんな事業があるのか分かるようになれば良いと思う。そういった広報は、松代支所では行っているのか。

【事務局】

文化財とか、歴史的なまちづくりに関係することであれば、歴まち計画の中にまとまっていて、ホームページにも出ているが、松代限定で集中的にお知らせするということは、毎日のようにやっているわけではないので、多少分かりづらいかと思う。道路とか他の事業を全部一緒に仕切っていくというのは、かなり難しい注文で、それぞれ利害関係者の方々がいるので、それをどこかで仕切って統一的に実施するのは難しいと思う。

【松代支所】

松代の住民自治協議会にはホームページがある。松代の住自協の中には課題別三部会というものがあり、この部会で地区の課題について検討いただいている。そういった部会での検討経過とか結果については、毎月行われている住民自治協議会と理事会において各部会等から説明等をいただいている。特化したものについては、毎月発行している「自治協だより」等に掲載している部分はあるが、充実していないことは事実である。そこらへんは市と住民自治協議会で協議しながら充実を図っていきたいと考えている。

【委員】

あまり住民自治協議会に負担をかけないようにお願いしたい。大変仕事がいっぱいきているので、市の立場も分かるが、あげっぱなしにしないでほしい。

【松代支所】

十分に承知している。委員さんからは、ご意見をこの場でなくてもいただいているので、進めていきたいと考えている。

【委員】

信州松代観光協会が4年前にできて、そこは外部に対して結構露出度があり、住民自治協議会のホームページよりも外部に対しての露出度がある。この頃、発掘調査の説明会等もあったが、私も興味深く見学させてもらった。歴史の町・史跡の町松代だから、観光協会ではあるが、露出度が高いということを考えればリンクをさせてもらうとか、直接載せてもらうか、お願いできたらと思う。

【委員】

佐々木会長が松代の庭園の調査を始められたのが平成14年からで、その頃からNPO夢空間と一緒に調査に入らせていただいている。すばらしい景観的なもの、歴史的な泉水・泉水路があるのだと初めてわかって、将来的に維持していく、残していきたいという思いがあって、年に1回、お庭拝見というものをイベントとして開催しながら、所有者の皆さま方に、ぜひ泉水路を守っていきましょうとお願いをし、外の人に対しても松代の泉水・泉水路はすごい仕組みがあるということを知ってもらうため、両面的に取り組んで来た。当時は泉水をもっている方が100軒くらいあったが、だんだん減ってきた中で、それをどうしていこうかと住民方の悩みを聞きながら、また、行政にお手伝いいただきながら、活動している。行政には文化財課の課長さんが変わるたびにお話しするのだが、3年くらいで理解していただいたかなと思うと課長さんが変わられる形の中で、なかなか行政の力をいただくのも大変なのだった。文化財課だけの力ではだめだし、住民だけでもだめだし。今回、泉水・泉水路を守る会が結成され、かなりの方々が加盟していただいたので、その方々の声を聞きながら、うまくいけばいいなと思う。それにはこの条例が必要だと強く思う。

もう1点、建物に関して、昭和57・8年当時の調査の後、伝統重要建造物群の調査の後、ブロック塀化が進み、それまであった武家屋敷も解体され、どんどん町並みが変わっていった中で、外から見ると非常にさびれた松代となった。「なんでこんなさびれたの」とよく言われたのだが、国土交通省の街並み環境整備事業が平成14年度から始まり、補助事業をいれていただき、かなりの方々に協力していただいたことによって、ものすごく松代のイメージが変わっていった。「松代ってすごいですね。松代はいい町だね。」と、ダメな町からいい町へ変換をしていった20年間だったと思う。その中で、この伝統環境保存

条例は非常に役割を果たした。ダメな町からいい町へ。たぶん、条例がなかったらブロック塀化しちゃう。楽でいいし、お金もかからない。でも、ブロック塀の武家屋敷を観光客が歩いてもつまらない町になる。それを食い止めたのが、この条例だった。ただ、代替わりをしていく中で、補助を受けて修景をした家のなかで、維持できなくなった家がやむを得ず宅地開発されていくということが、ここ数年ということになる。伝統環境保存条例は何だったのかという問い返しがでてきていると思う。果す役割をきちっと検証する必要があると思う。ただし、時代にどう合わせていくかというのが今の議論だと思うので、残すべきものは残せるよう、きちんと方策を考えたい。

もう1点は、町並みという考え方の中で、当たり前町になってしまわないように。松代らしい町並みというのが景観的に維持されていけるような、落ち着いた町になるように、この条例を役立てられないかなと思っている。

【会長】

やはり松代は古い雰囲気の色濃く残っている町だから、どこにでもあるような町にはなあってほしくない。

【委員】

今までの松代の方々のご苦労が大変よく分かる話だったと思う。さっき、話題にあげた資料があって、この計画は、祇園新橋の景観づくりの計画書、景観づくりとなっている。こちら松代の方は伝統環境の保存計画。京都の辰巳橋のところは、景観づくりということで、八坂の自治連合会と、各町内会、そしてNPO、市の景観まちづくりセンター、行政の京都市が入って協議会ができています。まず、事業者は区域内で改築等の計画をした場合に、協議会と話をし、協議会に話がついた段階で、次に行政に話をもっていくということになる。さきほど支所長から松代の住民自治協議会にいろいろとお任せしていますという回答があったが、こういった京都の協議会的なものが、今現在松代にあるのかどうか、住民自治協議会ではなくて、その辺についてお尋ねしたい。

【松代支所】

そういう明確なものはない。

【委員】

ないとする、住自協の役員の方が言われたように、いろいろなパターンというか、企画とかビジョン、事業計画も進んでいって、それを取りまとめて舵をきっていく、方向性を決めるということが、出来ていないのではないかと。まず、そこを定めてから伝環条例をどのように扱うのか、そして保存計画でいいのか、あるいは景観づくりにしなければいけないのかということを議論していかなければいけないのかと思う。

【会長】

これは方向性だと思う。どう引き続き進めていくのか、そこを議論していく協議会が必要だと思う。

【委員】

条例についてメリットの部分を申し上げると、4町内で建築計画を行う場合は文化財課のチェックが入って、少なくともピンクやオレンジの建物が建つことはないという歯止めにはなっている。賃貸アパートなども、乱立しているに近い状況だが、それなりに落ち着いた色となっているので、その部分では有効に働いていると思う。もう1点、例えば、江戸時代、明治時代に造られた門などがある場合、「もうボロボロなので、壊したいと思っている」と希望されているときに、最大200万円補助があると伝えることで、「であれば壊さずに修繕したい」となるケースもあると思う。そういう点で、現状として著しく素晴らしい条例だとはいえないかもしれないが、非常に有効に働いているといえるので、この部分は維持していただきたいと思う。そこにプラスαどうするかというのは、これからの議論になる。

そもそもこの条例は、1982年に東京大学の大谷研究室が、重要伝統的建造物群の保存対策調査としてまとめた報告書がベースになっているのだが、松代の場合、伝統環境が広域に広がっていて必ずしも密実な状態にはないとのことで、当時制度が始まってまだ間もなかった重要伝統的建造物群の指定には向かないとの指摘がなされている。重要伝統的建造物群としては、木曾の妻籠、馬籠、倉敷とか、近くでは海野宿など非常にすばらしい伝統環境が残っているが、当時の松代はそこまでの密実な環境にはなかったのが、重要伝統的建造物群の指定には向かないとの判断であった。それから40年たって、さらに賃貸アパートなどが乱立して、伝統環境の密実さが希薄になっているのが、大きなマイナス要因となっていて、さらに泉水・泉水路の数が少なくなっているのも、大きなマイナス要因だと思う。

40年前の調査で、当時、泉水・泉水路を見つけたのは大谷研究室の実質的なチーフだった西村幸夫先生で、ある古民家のお宅にいったら水路の古い地図があつて、それをきっかけに松代の城下全域に、泉水・泉水路網が張り巡らされていることがわかって、1982年の報告書『庭園都市松代』にまとめられているが、当時、西村先生は発見しただけで、他の地域との比較対照まではには至らなかったとおっしゃっていた。

その後、佐々木先生が松代の泉水・泉水路を調査した結果、2015年にまとめられた報告書に重要なことが書かれている。「泉水路が現在でも残されている町は、群馬県甘楽郡甘楽町小幡と、福岡県朝倉市秋月、松代町の3か所にすぎない」「泉水路が残っている3か所の中で松代町は最大規模の町である」と。つまり、泉水・泉水路が残っている町としては、日本では松代が一番ということになる。これは、地元の方も知らないし、長野市の方も知らないだろう。ここで先生は松代町について、水郷で有名な福岡県の柳川市と「同程度に重要な町である」とも指摘している。このことを地元の馬場町、代官町、竹山町の人にも知らない。なので、まずはメディアを通じて「泉水・泉水路が残っている町は、日本で3か所しかないですよ。その中では松代町が最大規模ですよ」と、市役所からもアピール

していただきたい。例えば、城下町、武家屋敷、お城などは全国、数十、数百もつとあるかもしれないが、泉水・泉水路に限っては、3か所しかない。ある意味、松代のお城、武家屋敷、真田邸よりも歴史的文化遺産としての価値は高いかもしれない。そこを十分にアピールすることによって、「松代の泉水・泉水路は大変貴重な文化財だから残さないといけない」との気運が高まれば、地元の方も、「それならば、泉水を残すべきだ」となり、「ついては、補助金をお願いします」となる。ここ2〜3年、補助金の申請がなかったとのことだが、日本一の泉水・泉水路の町ということによって、地元の方から「私も直したい」との声が続々あがってくる可能性があるかもしれない。

もう1点プラスの情報として、「松代の泉水・泉水路を守る会」が発足し、去年、調査を100件近く行った。その中で、代官町、馬場町、竹山町、表柴町で泉水を持っている方が、その会に70件くらい入った。会の代表には、「日本一の泉水・泉水路の町」ということをアピールしてくださいとお伝えしているが、それによって、「うちにも泉水がもあるけど、水が流れてないけど、日本一だと知らなかった」「そういうことなら復活させましょう。そのかわり補助金をください」といった方向に進む可能性が出てくる。今、補助金申請はないけれど、「泉水・泉水路を守る会」には100人近く入っているから、これから申請が増えてくると思う。市の中でも「日本一」という点を十二分にアピールしてもらえれば、例えば、泉水を直したいという方が年に何人でもきて、予算を増やして「皆さまに補助金を与えよう」という気運が高まる可能性があると思う。

もう1点、建築の伝統環境についてだが、「日本一の泉水・泉水路の町、城下町松代」という特長をアピールすることで、だんだん泉水・泉水路が整備されてくれば、周りの建物についても、「近代的なピカピカな建築じゃまずいよね」「建築や門も大事だね」との気運が高まって、相乗効果で建築の方も「城下町らしくしないといけないよね」といった気運が高まってくる可能性があると思う。今危機的状況で、「条例自体を存続させるべきか否か」といったところまでできてしまっているが、「日本一の泉水・泉水路の城下町」ということを、メディアを通じてアピールすることによって、これを突破口にして、建築環境も改善させていくということが可能かと思う。

最後にエリアの問題だが、基本的には今の4町で良いと思っているが、例えば、「泉水・泉水路の町として日本一の規模」との特長を活かすのであれば、こと泉水・泉水路の修理修繕に限っては、西条、田町などにも補助金を出してよいのではないかと。建築に関しては、基本的には4町として、今までも数件例外があるが、きわめて貴重な建築に関してはその都度協議して、4町以外の他のエリアでも可能とするなど対処すれば良いと思う。基本的には今の条例は素晴らしいと思っているし、エリアも基本的には良いと思っている。ただ、泉水・泉水路に限っては日本随一の規模であることが特長なので、4町以外でも補助金を出してよいのではないかと考えている。

【会長】

全国的に調べて報告書に書かなかったことが一つあって、それは城下町の水路のシステムの波及で、城下町周辺の集落、すなわち、東条、西条に城下町の水のシステムが波及し

たということを誰も調査してなくて、私も分からない。もし他の地域になかったら、ここは日本で一ヶ所しかない、とてもすばらしい町と位置づけられると思う。

【委員】

この前、西村幸夫先生が来られて講演された時に、どうして松代は重伝建地区にならなかったのか、ようやく自分の中で分かった。様々な理由があったと思うが、松代は広域に文化遺産が点在しているということもあるし、あえて借景等を含めてガチガチに重伝建として守っていくのは、良くないのではないかというように当時結論として出した。おそらくその決定が、重伝建にならなかったこととも大きく関わり、その後の松代の歴史をある意味で決定づけた判断だと思っている。あの当時は、その判断が妥当だったと思うが、今になって振り返ってみると、正しかったのだろうかと思わざるを得ないという現状もある。一言でいえば、歴史的な要素が減っていった、それによって歴史的な環境の濃度というか、それが低くなってしまったという現状は、誰が見ても認めざるを得ない。その中でいかに骨となる歴史的環境を残していくかというのが、この先の伝統環境保存条例においては重要なことではないかと思っている。その視点にたって、資料1を見ると、やはり問題がある。解体・新築ばかり。“修理”という言葉が出てこないのが一番の問題であって、庭園の話にしる、建造物の話にしても、ここに修理の項目を増やしていくというのが一番の課題というか、そこに向かってこの条例、計画をどのように変更していくかというのが、この先一番の課題になってくるのだろうと思っている。

その点でいうと、保存計画6ページの②『区域外の保存対象物』で、現在設定している4町からの範囲で修理事物を増やしていくのは、なかなか難しい状況とするならば、松代全体を範囲として見つつ、その中で修理事物を増やしていく。ただ設定されている範囲を変更するのは、様々な問題が生じてくるだろうということを考えると、②『区域外の保存対象物』というところを増やしていくというのが、大事な視点になってくるだろう。先ほど事務局から、ここに含まれているものは、基本的には登録有形文化財だというような答えがあったので、松代全体の登録有形文化財を②のところに含めてまず増やしていくという手立てが現実的かなと思う。加えて、範囲内のものは、登録記念物におそらく登録することができると思うので、積極的に地元で協力しながら、どんどん登録記念物の提案を出していく。そして区域外の保存対象物もきちんと補助を受けられる仕組みを作っていく、というのがまず第一手として大切だと考えている。あとは、それに伴い調査をすることになると思うので、おのずと大事なものだ伝わっていく。おそらくこの40年、対象となる伝統的建造物であったり、伝統環境物件であったりは、調査がなされてこなかったのではなかろうか。代替わりしながら、物自体の価値もいまいち継承されず、本当に大事なもののなかよくわからなくなっている。計画に載っているものを調査して、登録を増やしていく、種類を増やしていく。ぜひ取り組んでいただければと思う。

【委員】

私もこの条例は残すべきだと思う。これまで果たした役割、具体的に実績として伝統的な

ものは残ったということに加え、それ以上に条例によって、住民が伝統的なものを残していこうという気持ちになったことが非常に大事なことだと思う。ただ、40年の経過とともに、先ほどから指摘があるように、世代が変わり。価値観が変わり、そして、経済的な問題も出てきているという中で、仕方がない状況が出てきていると思っている。したがって、条例のもつ重要性そのものは変わっていないと思う。その中で、どう運用すれば、もっと有効なものになるかというところだと思う。何のためにという部分をどうとらえるか、やはり殿町を保存区域の中へ入れ込んだ方がいいのではないかなと思う。小山田邸も、矢沢邸もある。そういった一連のものが、骨が沢山ある。骨をもとにして、広げていくことが可能ではないだろうか。

【委員】

かつては伝統的な環境、町並みをどう守っていくかという制度だったのだが、現時点で伝統的な町並みが残しているかということ、考え込まざるを得ない。ある特定の範囲の町並みを残すための制度だったものを、町全体の骨を残していく制度にスイッチしていくようなことが必要だろうと思う。かつて伝統環境保存条例の中で設定された4町、範囲を広げて殿町までということは可能かなと思うが、それらをコアゾーンとしながら、あと松代城を入れつつ周りの町全体がバッファゾーンで、コアゾーンとバッファゾーンをまたがる骨をちゃんと残していく程度にしようという考え方は、あり得るかなと思う。

【会長】

次回につなげていく提案だが、次回は、皆さまと一緒に現地を見に行こうと思っている。40年間ここに補助金を出してこういった塀になったとか、40年間の効果、そういったことを部分的に見に行行って検証していきたいと思う。

【委員】

私は建築家だが、息子達の代になっていて、家が全然違っている。保存地区に建てさせてもらっている家も現代の家。若い人たちの考え方が全然違っているので、それを止めるわけにもいかない。自分の家を考えても、20年前に亡くなった大工だった主人が、柱は4寸で床柱が何でという風に作った家だが粗末にしているし、今の若い人たちに、ここは槐のものを使っているとか言ってもわからない。家自体の作りも20年の間にすごく変わってきて、家に対する考え方も変わっている。

松代全体を先ほどおっしゃったようにするのなら、公共的なものを統一して、降りたとたんにアツと思うようにするには、大きなものも必要なのではないか。古さというか雰囲気を感じるものが一つあって、そうすると皆もそういう町にしていかなくてはという気持ちになるのではないかな。

【会長】

そろそろ時間になってきたが、最後にご意見や伝えたいことがあれば。なければ、さきほ

ど私が提案したように、次回、皆さまと一緒に代官町とか馬場町とか歩いて、40 年間いろいろと行ってきた効果がこんなところにあるとか、やはり不十分だとかこれからの課題なども歩きながら話しあっていきたいと思う。事務局もそれでよろしいか。

【事務局】

そのように予定をしたいと思っている。来年度の暖かい時期に設定したいと思う

【委員】

冒頭、まったなしの状態だという話があったかと思うが、この委員会で何をどこまで議論するのか、中期的な意見は持っておいた方がいいのではないかと思う。本当にまったなしの状態なので、この計画に関しては審議会と並行していつてもらいたいと思っているが、そのあたりスケジュールはどうイメージしているか。

【事務局】

今の話だと条例を活かすということに徹していただき、現状の中でできることというのはあるようである。範囲、対象のこと、区域外も指定すれば対象になるわけだから、まったなしの部分で現状の制度の中で対応をしていく。また、長い目でこの制度をどのようにもっていくかということを考えていく。二つに分けて考えられるのかなというイメージでいるが、もしまったなしという部分があれば、事務局に言っていただいて、それはそれで範囲の中で対応できるのであれば、対応していく。

【委員】

例えば、登録有形文化財がすでに登録されているものが 80 数件ある。伝環の範囲外がほとんどだと思うが、有形文化財をどう修理していくか、今後、範囲外も含めていくということは、建物等の登録有形文化財化を進めていけるものだという理解でよろしいか。もちろん、所有者の希望も必要だと思うが、所有者も登録有形文化財になれば、直すときに補助がもらえるということであれば、たぶん NO とは言わないと思う。

【事務局】

個別に検討させていただきたい。

【会長】

たとえば、できるところからやっていくということになるが、長野市伝統環境保存計画の見直しだと、例えば来年度集中して行って、1 年くらいで改訂版を作るとか 2 年くらいでとか目標を設定しておいた方がいい。どこかで時間の区切りを持っていた方がよい。

【事務局】

現在の委員の任期がこの 5 月で満了となり、そのあと次の任期が 2 年になるので、その 2

年の間で結論を出すというのが一番妥当かと思う。そこで出せないことは、条例ある限りはこの制度は維持できるので、急がなければならない部分と、長期に分けられるのであれば、区分けをしながら、2年ごとに結論を出していくということかと思う。

現在の委員の任期の中では、今のような形で見直すべきだということと、期限を区切って検討すべきだという素晴らしい、今までにない結果を出していただいたので、これを受けて、市の中でも話を広げていく形で、次の任期の中で結論を出すという方向でお願いしたい。

【委員】

急ぎの物件という中には、中町から伊勢町にかけての商店街。町屋だが、かつてから梅干野委員のご協力をいただきながら登録文化財の推進をしてきて、登録されたものはきちっと残っている。ただ、最近、町屋の空き店舗の活用については活発ではなく、松代の中で一番いい町屋も解体の危機にある。それを解体されてしまうと、町屋としても減退すると思う。補助が増えるということになると、それがきちんと残せるかもしれないので、ぜひご検討を急いでいただければと思う。

【委員】

くどいようだが、佐々木先生の長年の研究成果で、日本一の泉水・泉水路の町というのは明白なので、例えばメディアで取り上げてもらう時にも、「泉水・泉水路の水量が足りなくて困っている」といった点をことさら強調するのではなく、それよりも、まずは、「日本一の泉水・泉水路の町なのです」「そうなんですか」「その点では日本一の城下町です」と周知していくことによって、ひいては建築関連の環境形成に向けた気運も高まっていくことになるかもしれない。私も NPO 法人夢空間に加わっており、自治協の歴史文化部会にも入っているが、皆さんにも最近そればかり言っている。長野市でもホームページとか、チラシなどのなかに「日本一の泉水・泉水路の城下町」とアピールしていただき、市役所の中でもアピールしていただき、「だったら、補助金も必要だよな」といった気運を高めてもらえれば、もしかしたら、危機的状況にある伝統環境が飛躍的に挽回するのではないかと思っている。私も地元民としても努力していくので、長野市でもアピールしてもらえれば非常にありがたい。

5 閉 会